

準会場規則

- 1つの団体で受験者が10名以上集まる場合（併願は2名と数える），準1級・1級の二次試験を除き，独自の施設を試験会場（以下、「準会場」という）として中国語検定試験（以下、「試験」という）を実施することができます。試験は公開会場と同様，同一日時に一斉に実施し，会場の運営及び試験実施に関する事務一切を団体の責任のもとで行います。
- 準会場を開設する場合は，責任者1名を定め，申込期間終了日1週間前までに「準会場申請書（一般または高等学校）」（以下、「一般申請書」または「高校申請書」という）を日本中国語検定協会（以下、「協会」という）に提出してください。協会は申請書類に基づき，諾否を責任者に通知します。なお，2回目以降の申請については，原則として「一般申請書」または「高校申請書」の提出をもって自動承認とします。
- 責任者及び試験実施に関わる方は，受験することができません。また，責任者は試験監督を兼ねることはできません。
- 「一般申請書」により準会場を開設する場合，協会は準会場に対し，委託手数料を還元します。委託手数料は，受験者数に応じた以下の手数料率を受験料総額に乗じて算出します。

受験者数	10～19名	20～29名	30～99名	100名～
手数料率	20%	25%	30%	33%

受験料総額とは，当該準会場での受験申込者に係る受験料の合計額をいいます。

- 高等学校の生徒のみを受験者として「高校申請書」により準会場を開設する場合は，前項の委託手数料に代え，以下の受験料を適用することができます。

級	準4級	4級	3級	2級	準1級	1級
受験料	1,800円	3,800円	4,800円	6,800円	9,800円	11,800円

また，準会場である高等学校の生徒以外の受験者が10名以上集まる場合は，「一般申請書」を併用することができます。受験者数に応じ前項の委託手数料を還元します。

- 責任者は受験申込書を一括してとりまとめ，申込期間内に協会に送付してください。個別申込（受験料支払のみの場合を含む）は第4項及び第5項の適用を受けられません。
- 協会は，受験票発送時に受験料の請求書を責任者に送付します。委託手数料は，請求書において受験料総額から控除します。責任者は，請求金額を確認の上，指定期日までにお支払いください。
- 試験問題その他の試験資料は，原則として試験日6日前の月曜日（休日の場合は翌日火曜日）到着指定で協会から送付します。到着後は団体で責任をもって保管してください。
- 試験実施に要する費用は，試験資料に係る費用を除き準会場の負担とします。
- 試験は，協会が定める「実施要領」及び「監督要領」に従って実施します。諸要件に違反した場合，または，試験の権威を損なうような行為があった場合は，その回の試験を無効とし，その責任は準会場が負うものとします。

以上